

テラダタイムスタンプサービス契約約款

第1条【総則】

1. 本約款は、寺田倉庫株式会社（以下「当社」といいます。）が提供するテラダタイムスタンプサービス（以下「本サービス」といいます。）に適用されます。
2. 当社は、本約款を変更する場合があります。この場合、当社はお客様に対し、変更後の約款の適用開始日を事前に通知するものとし、当該適用開始日をもって変更後の約款が適用されるものとし

第2条【定義】

1. 「運用規程」（以下「運用規程」といいます。）とは、当社が定める「時刻認証サービス運用規程」をいい、本サービスを利用するすべてのお客様に適用されます。運用規程は、お客様に直接書面で提示するか、又は以下の URL のリポジトリに公開します。なお、運用規程の定めが本約款の定めと異なる場合、運用規程の定めが優先して適用されます。また、当社は、運用規程を変更する場合があります。この場合、当社はお客様に対し、変更後の運用規程の適用開始日を事前通知します。
URL：https://www.terrada-timestamp.net/repository/
2. 「タイムスタンプトークン」（以下「TST」といいます。）とは、お客様の時刻認証要求に応じて、時刻情報を含む電子署名として当社が生成・発行する電子証明書をいいます。
3. 「タイムスタンプユニット」（以下「TSU」といいます。）とは、TST を生成・発行する装置をいいます。
4. 「ユーザシステム」とは、お客様が本サービスを利用するために必要なハードウェア、ソフトウェア、通信回線等をいい、お客様は、ユーザシステムを自己の責任と費用負担により準備、維持するものとし
5. 「秘密情報」とは、次の各号の情報を含むお客様、又は時刻配信局、PKI 認証局若しくは当社の認証業務の信頼性が損なわれるおそれのある情報をいいます。
 - (1) 次条第 1 項の利用申込書に記載されたお客様情報
 - (2) 本サービス利用のために当社がお客様に付与する識別情報
 - (3) ユーザシステム及び当社時刻認証局のセキュリティに係る情報

第3条【本サービス】

1. 本サービスは、インターネット接続により時刻認証サービスを利用するサービスです。通信環境によりトランザクション品質に変動が生じる場合がある、ベストエフォート型サービスです。
2. 本サービスのご利用にあたり、お客様は、運用規程及び本約款の内容をご承諾のうえ、当社所定の利用申込書（以下「利用申込書」という。）により本サービス利用申込みをするものとし
3. ご利用開始後、当社は、運用規程及び本約款の定めに従い、お客様から発行要求に応じて TST を発行し、本サービスを提供するものとし
4. 本サービスの利用開始については、当社がお客様からの本サービスの利用申込みを承諾し、本サービスの提供のための諸作業が完了の後、お客様に対して別途定める方法で本サービスの提供開始を通知するものとし
5. 本サービスは、年 365 日、24 時間利用できるサービスとして提供するものとし
6. 当社はお客様が、以下の各号のいずれかに該当している場合は、本サービスの利用を開始しないことがあるものとし
7. 本サービスでは、本サービス利用申込書に記載したサービス内容に応じて使用できる数量を含む一部の機能を、制限する場合があります。

第4条【利用料金】

1. 本サービスの利用料金（以下「サービス料金」という。）及びその支払条件については、お客様と当社の協議により、別途定めるものとし
2. 経済情勢の著しい変動その他やむを得ない事由が生じた場合、当社は、お客様に事前に通知することにより、サービス料金を変更することがあります。

第5条【お支払】

1. お客様は、前条に規定するサービス料金（消費税を含む）を、当社又は販売会社にお支払いいただくものと

第6条【本サービスにおけるお客様の義務】

1. お客様は、本サービスのご利用にあたり、運用規程を遵守するとともに、TST を利用した結果に対する責任を負うものと
2. お客様は、自己の責任において、ユーザ ID、パスワードを管理しなければならないものと
3. お客様は、第三者に不正に利用されることを防止する措置をとらなければならないものと
4. お客様は、ユーザ数が契約中のユーザアカウント数を超えた場合、遅滞なく当社に連絡するものと
5. 当社は、お客様に付与したユーザ ID、パスワードを使用してなされた行為については、当該 ID を付与されたお客様による行為とみなすことができます。
6. お客様は、TST の利用に際し、取得した TST を検証するものと
7. お客様は、TST を複製・配布する場合、その利用者に対して本約款及び運用規程を遵守させるものと
8. お客様は、第 2 条第 1 項のリポジトリの公開情報を定期的に収集するものと

第7条【本サービスにおける当社の責任】

1. 当社は、運用規程及び本約款の定めに従い、TSU が運用する時刻及び TSU のセキュリティを管理し、TST の生成・発行を行う義務を負うほか、TSU における暗号鍵が危殆化し、又はそのおそれが生じた場合、直ちに当該暗号鍵の失効及び新たな暗号鍵の発行に関する手続、並びにお客様に対する暗号鍵失効の通知を行うものと
 2. 本サービスに関する当社のお客様に対する責任は、前項の範囲に限られるものとし、適用される法令により許容される最大限の範囲において、当社は、賠償責任その他の保証及び責任を負わないものと
 3. 前項にかかわらず、次の各号の場合、当社は賠償責任を負わないものと
- (1) お客様又は第三者の故意、過失、若しくは違法な行為、又は運用規程及び本約款の違反に起因して損害が生じた場合
 - (2) ユーザシステム又は第三者のシステムに起因して損害が発生した場合
 - (3) 第 9 条の規定により本サービスを一時停止した場合
 - (4) TST の失効に起因して損害が発生した場合
 - (5) 当社が、時刻認証事業者として一般に解読困難とされている暗号その他のセキュリティを用いたにもかかわらず、当該暗号が解読され、又はセキュリティが破られた場合
 - (6) 当社が、運用規程及び本約款に従い本サービスを適正に遂行した場合

第8条【制限行為等】

1. お客様は、本サービス及び本サービス類似のサービスを、その顧客に提供してはならないものと
2. お客様は、TST を商業活動に利用する場合、当該利用の方法・態様等について、事前に当社と協議のうえ、当社の承諾を得るものと
3. お客様は、お客様から正当な権限を付与されたお客様の管理下にあるユーザに利用させる以外、ユーザ ID、パスワードを第三者に貸与、譲渡してはならないものと
4. お客様は、本サービスを原則として日本国内においてのみ利用することができるものと

第9条【本サービスの利用停止等】

- 第5条第1項に規定するお客様によるお支払いがない場合、当社は、事前にお客様に予告することにより、その予告をした月の翌月以降、本サービスの利用を一時停止する場合があります。
- 当社は次の各号の場合、予告なしにお客様の本サービスの利用を一時停止する場合があります。
 - (1) お客様の債務不履行があった場合（前項の場合を除く）
 - (2) お客様が、運用規程又は本約款の規定に違反した場合
 - (3) お客様が、違法に又は明らかに公序良俗に反する態様並びにそのおそれのある態様において本サービスを利用した場合
 - (4) お客様が、他の本サービス利用者に支障を与える態様において本サービスを利用した場合
 - (5) お客様が、詐欺等の犯罪に結びつく態様、またはそのおそれのある態様において本サービスを利用した場合
 - (6) その他、本サービスの提供を継続できないと認められる相当の事由がある場合
- 当社は、次の各号の場合、その他の都合により予告なしに本サービスを停止する場合があります。
 - (1) 火災、停電、不正アクセス等の事故により本サービスの中断がやむを得ない場合
 - (2) セキュリティ上、又は点検整備上、本サービスの停止がやむを得ない場合
 - (3) 時刻配信局、又はPKI認証局が、停止又は終了するような場合
 - (4) TSU その他本サービスに係るシステムの重大な障害が発生し、本サービスの継続が困難となった場合
 - (5) 秘密鍵の漏洩、偽造等、本サービスに重大な影響を及ぼす可能性が生じた場合
 - (6) その他、本サービスの提供を継続できないと認められる相当の事由がある場合

第10条【秘密保持】

- お客様及び当社は、秘密情報（個人情報を含み、以下同様とする）を、本契約の履行の目的にのみ使用するものとし、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示、漏洩又は公表してはならないものとします。ただし、裁判所又は行政機関から法令に基づき開示を要請された場合は、開示内容をすみやかに相手方に通知するとともに、適法に開示を強制された情報に限り、かつ秘密である旨を明示することにより、開示することができるものとします。
- 前項にかかわらず、次の各号の情報は、秘密情報として扱わないものとします。
 - (1) 開示されたときに公知であった情報
 - (2) 開示されたときに既に所有していた情報
 - (3) 開示された後、自らの責に帰すべき事由によらず公知となった情報
 - (4) 開示された後、その秘密情報によらず自らの開発により知得した情報
 - (5) 正当な権限を有する第三者から合法的な手段により秘密保持義務を負うことなく入手した情報
- 第1項にかかわらず、当社は、本サービスの利用状況を明らかにするため、お客様の団体名及び利用状況をサービスサイト等で公開することができるものとします。

第11条【変更通知】

- お客様は、利用申込書記載のお客様情報の内容に変更が生じたときは、直ちにその変更内容を書面で当社に通知するものとします。
- 前項の定めにかかわらず、お客様がかかる通知を怠ったことにより当社のお客様に対する連絡・通知が不能になった場合、当社は変更前のお客様の連絡先に通知・連絡することにより、当該通知・連絡により意図した効果を発生させることができるものとします。

第12条【権利譲渡の禁止】

- お客様は、当社の事前の書面承諾を得ることなく、本契約に基づく権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は引き受けさせることができません。

第13条【反社会的勢力の排除】

- お客様は当社に対し、次に掲げる事項に該当しないことを保証します。
 - (1) 自らが反社会的勢力（暴力団、暴力団関係企業、総会屋等の暴力、威力又は詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人、その他東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者。以下同じ）であること
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 反社会的勢力の活動を助長し、又は反社会的勢力の運営に資することとなることの情報を知って、反社会的勢力に資金を提供していると認められる関係を有すること
 - (4) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

- 当社は、お客様が前項に違反した場合、何ら催告することなく、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとし、当社が被った損害の賠償を、お客様に対し、請求することができるものとし、ます。

第14条【解除・解約】

- お客様は、1ヶ月前までに当社に予告することにより、本契約を解除することができます。
- 第9条第1項による本サービスの利用停止後、なお、お客様によるお支払いが継続してなされない場合は、事前にお客様に予告することにより、当社は本契約を解除する場合があります。
- お客様及び当社は、相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、何ら催告を要せず、直ちに本契約を解除することができるものとし、ます。
 - (1) 運用規程又は本約款の規定の一つにでも違背し、相手方から相当の期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、期間内にその違背を是正しなかったとき
 - (2) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てを受けたとき、租税滞納処分を受けたとき、破産、民事再生手続若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき、又はこれらと同様のおそれが生じたとき
 - (3) 監督官庁より営業の取消し又は停止等の処分を受けたとき
 - (4) 営業譲渡、合併、会社分割、減資その他本契約を継続できないと認められる相当の事由があるとき
 - (5) お客様が第三者の支配下に実質的に入り、当社の利益を損なうと認められるとき
- 前各項の場合、当社は、お客様がお支払済みのサービス料金を返還する義務を負いません。

第15条【契約期間】

- 本契約の有効期間は、お客様から本サービスの利用申込書を受領後、当社が別途通知する利用開始日から1年間とします。ただし、期間満了の1ヶ月前までにお客様又は当社から書面により何らの申し出もないときは、さらに1年間これを延長し、以後も同様とします。
- 前項にかかわらず、第10条の規定は本契約終了後3年間、第6条、第7条、第8条、第12条及び第13条の規定は、それ以降も有効に存続するものとします。

第16条【管轄裁判所】

- 本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上